

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

- 目次
- ◇規則 温泉法施行細則の一部改正
  - ◇告示 種畜証明書の書換交付  
種畜証明書の返納
  - 土地改良区定疑変更認可
  - 土地改良事業認可
  - 土地改良区定款変更等認可
  - 土地改良事業計画の縦覧

## 規則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

木

武

鳥取県規則第五十七号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和二十四年六月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 法第十六条第一項の規定により、温泉管理者は、毎年四月一日現在の温泉ゆ、出量、温度、利用状況等を別記様式第七号により源泉ごとに、四月二十日まで知事に報告しなければならない。

様式第五号中「温泉のゆ、出量」を「温泉のゆ、出地」に改める。

様式第六号を削り、様式第七号を様式第六号とする。

様式第六号の次に様式第七号として次のように加える。

様式第七号

温泉状況報告書

一 住所

職業氏名

(法人にあつてはその名称、事務所所在地、代表者住所氏名を記載すること。)

- 一 温泉ゆ、出地
- 一 源泉の名称
- 一 温泉ゆ、出量 一分間 立
- 一 利用施設の數 公共用 箇所 その他 箇所
- 一 利用者が異なる場合は、その利用者の住所氏名及び利用施設の状況

右の通り温泉法第十六条第一項の規定により報告します。

年 月 日 右 氏 名 ㊦

鳥取県知事 宛

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百九十一号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

種畜証明書番号	名号	品種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
---------	----	----	----------	----------

昭二九鳥地第二号	伯富	黒毛和種	鳥取県東伯郡東郷町 卯市	鳥取県倉吉市岡朝倉 富雄
----------	----	------	--------------	--------------

"	八	伯栄	"	東伯郡 柴
"	八	赤碕町	"	日野郡 溝

"	十二	泰広	"	鳥取県種畜場 口町 清水保五郎
---	----	----	---	-----------------

鳥取県告示第五百九十二号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

種畜証明書番号	名号	品種	申請理由	飼養者住所氏名
---------	----	----	------	---------

昭二九鳥地第一号	広満	黒毛和種	沖繩政府に輸出のため	鳥取県倉吉市上余戸 生部 音藏
----------	----	------	------------	-----------------

"	四	日置	"	東伯郡三朝町 布広 潔
---	---	----	---	-------------

"	九	野高	"	東伯郡 武義
---	---	----	---	--------

"	二五	森藤	"	西伯郡名和町 森田 祥平
---	----	----	---	--------------

鳥取県告示第五百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大井手土地改良区の定款変更について、昭和二十九年十一月三十日認可した。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、東伯郡赤碕町が行う土地改良事業について、昭和二十九年十一月三十日認可した。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項及び同法第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、淀江町西原土地改良区の定款変更並びに新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年十一月三十日認可した。

昭和二十九年十二月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

